
学校臨床の新展開

— ⑪家庭を支える社会資源 —

浦田 雅夫

京都造形芸術大学

いわゆる「尼崎事件」について

尼崎を中心とした、同じ容疑者と思われる殺人、遺体遺棄事件が、その残忍性ゆえとても注目されています。そして、週刊誌などのマスメディアでは、容疑者の生育歴について、「幼少期から、放任されていた」など、その不遇な家庭環境について取り上げています。どのような意図をもって報道されているのか、わかりませんが「とんでもない親のもとに育つと、あのようになる」と読み取る人たちも多いのではないのでしょうか。

すべての大人はかつての子どもです。子ども時代をいかに豊かにすごすか、まともな大人、つまり信頼するに値するような大人と出会うか否かということが、子どもにとって、その後の成長・発達や人生そのものに大きく影響を与える要素のひとつであるということは誰も疑いのないことでしょう。

その信頼するに値する大人は、親だけではありませんが、子どもと親との愛情の絆（＝愛着）は、すべての土台となります。しかし、子どもたちのなかには、不運にもその愛情の絆を得ることができずに、不適切な養育環境下で育つこともあります。

「児童福祉法」第1条では、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」

同第2項では、「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」

同法第2条では、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」とし、家庭とともに社会的な子育てについても言及しています。

つまり、何らかの事情で家庭に恵まれないう、あるいは十分な養育が受けられない場合には必要に応じて、家庭に代わったり、

補ったりしながら、子どもを社会全体で育成する責任があるということです。虐待や不適切な養育下にある子どもたちを「とんでもない親のもとに育つ子」と嘆くだけではなく、その状況下にあるときに、教育の場で、あるいは地域で、社会的に包摂することが求められます。そういった支援が届かなかったり、見過ごされたりした場合、虐待や不適切な養育下にいる子どもたちが加害者や被害者として事件や事故にかかわるリスクが高まります。

家庭とともに子どもを支える

小学校就学前、家庭とともに子どもを支える児童福祉機関として、保育所があります。いまや、共働き家庭が一般化し、もはや子どもがいる家庭では、子どもを預けるところがなければ、たちまち重大な生活問題に直面することになります。

そのため、いま、少子化にもかかわらず保育所に子どもを預けたい親が増え、子どもが生まれる前から「保活（保育所探し）」をしている人もおられます。しかし、都市部を中心に、待機児童（2011年4月1日現在約2.5万人）が依然として多い現状にあります。

これらの子どもたちが小学校入学以降に利用する「放課後児童クラブ（以下、学童保育）」についても、近年ますますニーズが増加し、全国学童保育連絡協議会による2012年5月の調査では、全国の学童保育施設数は2万843か所、入所児童数は84万6919人となっています。しかし、2012年度に保育所を卒園して小学校に入学した児童

数約48万人に対して、学童保育に入所した新1年生は約29万人で、6割にとどまっていることから、保育所を卒園した子どものうちの6割弱しか学童保育に入所できていないのではないかとわれています。さらに、母親が働いている小学校低学年の子ども（末子）のうち、学童保育に入所している子どもは、まだ35%であることから、「潜在的な学童保育の待機児童」は50万人を超えているとも言われています。

祖父母との同居や、きょうだいが減り、少子化、核家族化のなか、これらの子どもたちは、放課後、家庭のなかで、ひとりで過ごさざるを得ない子どもたちです。多くの親は子どもを心配しつつ就労をしています。しかし、子どもたちのなかには、学習習慣の未定着による学力の課題、アンバランスな食生活や昼夜逆転といった健康上、生活上の問題、コミュニケーション上の課題、不登校、いじめなどさまざまな事象が生じることもあります。そのため、放課後の子どもたちを家庭とともに支える学童保育の果たす役割は非常に大きいといえます。

そのなか、民間でも学習塾などが事業内容を拡大し、放課後の子どもたちの居場所作りを積極的に推し進めるようになってきました。しかし、民間営利企業に対して、国や自治体からの補助があるわけではなく、これらの機関を利用する保護者は「塾代プラス」の利用料を支払わねばならないため、ひとり親や生活保護受給世帯など家計が潤沢ではない子どもたちは利用することができません。

学校でも家でもない、放課後のもうひとつの安心した居場所として、子どもたちが仲間とともに勉強や遊びをとおして、自分

づくり、主体形成を行うことが、学童保育の醍醐味です。学童保育の実施については、1998年の児童福祉法の改正により法定化されていますが、地域により対象年齢や実施場所、設置率の差が大きく、いくつかの小学校区にまたがり、多くの児童を小さなスペースで預かなければならない地域もあります。学童保育は全国的にみると、半数以上が学校の空き教室などを使って運営されています。しかし、京都市では、留守家庭の子どもたちの問題が取り上げられだした1970年代後半から、地域の児童館で学童保育を一元化して行っています。「学校」のなかで学童保育を行うのではなく、地域の「児童館」で学童保育を行うことにより、自由来館の児童館の利点を生かし、多くの世代との交流を日常のなかで可能としています。

児童館は児童福祉法に定められる児童厚生施設であり、その目的は、「健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること」とされています。したがって、職員は、「遊び」のプロですが、今日、それだけではさまざまな家庭環境の子どもたちの支援は難しく、いま、従来の「プレイワーク」とともに、あらたに「ソーシャルワーク」を担える人材が求められています。学校でもいま「福祉的視点」が重要視されていますが、学童保育の現場では、より「福祉的視点」が必要となります。子どもたちは、学校でも家でも見せない表情や表現を学童保育のなかで見せます。いや、学校でも家でもない学童保育だからこそ見せられる顔があるのかもしれない。

そういう意味において、大阪市で学童保育と並行して、行われてきた「子どもの家」

事業について、いわゆる「仕訳」が行われ市からの補助が大幅にカットされ、利用者負担となることについては、怒りを感じます。子どもが、信頼するに値する大人と出逢った結果は、子どもがやがて親になるころくらいに、ようやく出てくるのかもしれませんが。あるいは出ないかもしれません。人の育ちは、効果的な結果が即応的にあらわれるものではありません。まして、対人不信、自己不信の子どもたちが、他者を、自分を受け入れ、自己肯定感を得る過程は相当な時間がかかります。

家庭、学校そして地域のなかで子どもたちは育ちます。家庭にも学校にも居場所がないけれど、ここに来たら落ち着くという場が、いま、地域に求められています。そして学校もまた、そのような機関から学んだり連携したりしていくことがますます重要になってきています。

参考HP

全国学童保育協議会 HP

<http://www2s.biglobe.ne.jp/Gakudou/>